

令和4年9月13日
防 衛 省

特別防衛監察計画の概要

防衛監察本部は、ハラスメントの根絶に向けた措置に関する防衛大臣指示（防衛大臣指示第4号。令和4年9月6日）により全自衛隊を対象としたハラスメント防止の状況に関する特別防衛監察を次のとおり実施する。

1 対象項目

- （1）ハラスメント相談への対応に係る関係規則の遵守状況
- （2）ハラスメント相談において適正な対応がとられなかった、又は現にとられていない案件についての事実関係

2 対象機関等

防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁

3 実施時期

令和4年9月から